

大田区景観審議会（第3回）

目 的	1 （仮称）大田区景観賞（案）の創設について 2 景観資源【文化財等】の取扱い方針（案）について															
日 時	平成27年1月15日（木） 開会 2時03分 閉会 3時24分															
場 所	消費者生活センター2階 大集会室															
委 員	<table border="0"> <tr> <td>○ 中井 検裕</td> <td>欠 野原 卓</td> <td>○ 福井恒明</td> </tr> <tr> <td>欠 大澤昭彦</td> <td>○ 杉田早苗</td> <td>○ 杉山朗子</td> </tr> <tr> <td>○ 樋口幸雄</td> <td>欠 平澤久男</td> <td>○ 舟久保利明</td> </tr> <tr> <td>○ 山中誠一郎</td> <td>○ 川尻幸由</td> <td>○ 平澤芳雄</td> </tr> <tr> <td>○ 荘真木子</td> <td>○ 加藤芳夫</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>	○ 中井 検裕	欠 野原 卓	○ 福井恒明	欠 大澤昭彦	○ 杉田早苗	○ 杉山朗子	○ 樋口幸雄	欠 平澤久男	○ 舟久保利明	○ 山中誠一郎	○ 川尻幸由	○ 平澤芳雄	○ 荘真木子	○ 加藤芳夫	
○ 中井 検裕	欠 野原 卓	○ 福井恒明														
欠 大澤昭彦	○ 杉田早苗	○ 杉山朗子														
○ 樋口幸雄	欠 平澤久男	○ 舟久保利明														
○ 山中誠一郎	○ 川尻幸由	○ 平澤芳雄														
○ 荘真木子	○ 加藤芳夫															
出 席 幹 事	まちづくり推進部長（川野） 都市基盤整備部長（八嶋） 都市開発担当部長（齋藤） 都市基盤施設活用担当参事（杉村） まちづくり管理課長（黒澤） 都市計画担当課長（西山） 都市基盤管理課長（明立）															

傍聴者 2名

議 事	議題 1 (仮称)大田区景観賞(案)の創設について 議題 2 景観資源【文化財等】の取扱い方針(案)について
	概 要
議決事項 議題 1 (仮称)大田区景観賞(案)の創設については、案のとおり定めることが適当である。 議題 2 景観資源(文化財等)の取扱い方針(案)については、案の通り定めることが適当である。	
その他 提出資料 資料 1 大田区景観審議会委員名簿 資料 2 (仮称)大田区景観賞(案)の創設について 資料 3 景観資源【文化財等】の取扱い方針(案)について 資料 4 第2回景観審議会の意見及びその後の経過について 資料 5 平成26年度大田区景観計画の運用(事前協議・届出件数等)について 資料 6 平成26年度大田区景観アドバイザー会議内容一覧 資料 7 洗足池周辺における景観形成について 資料 8 区内建築物等調査について 資料 9 おおた区報(絶対高さ制限(第一次素案)特集号) 参考資料 1 第2回景観審議会議事録 参考資料 2 第3回大田区景観審議会専門部会議事要録 参考資料 3 第4回大田区景観審議会専門部会議事要録 参考資料 4 第5回大田区景観審議会専門部会議事要録 参考資料 5 第6回大田区景観審議会専門部会議事要録	

西山幹事 皆様、こんにちは。

定刻の時間となりましたので、第3回大田区景観審議会を開会させていただきます。

本日は、足元の悪い中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、まちづくり推進部都市計画担当課長西山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事前に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

【配布資料について確認】

以上、本日の資料となります。過不足等よろしゅうございますでしょうか。

それでは、過不足等ないようでございますので、今年度の初回の景観審議会でございます。私どもまちづくり推進部長川野よりご挨拶申し上げます。

川野幹事 皆様、こんにちは。まちづくり推進部長の川野でございます。

本日は大変お忙しい中、またお足元の悪い中、審議会にご出席をいただき本当にありがとうございます。新年明けまして最初の審議会ということで、昨年は皆様にいろいろと温かいご支援、ご指導をいただきまして本当にありがとうございました。引き続き今年もよろしく願い申し上げます。

昨年の2月に審議会を開催させていただきまして、このたびは1年ぶりということになりますが、この間、大田区の景観まちづくりにつきましては、景観条例、それからそれに基づきます届け出審査事務を行いますとともに、大規模な建築物や公共施設等の整備に当たりましては、「景観アドバイザー会議」を開催させていただきまして、良好な景観誘導形成に向けまして取り組みを進めさせていただいているところでございます。

また、景観まちづくりの一層の推進に向けまして、区民の皆様方に大田区の景観まちづくりに関心を持っていただけますよう、専門部会の皆様からご意見を頂戴いたしまして、表彰制度の創設に向け

まして、この間検討を重ねてきてございます。専門委員の皆様には、いろいろとこれに対するご指導もいただいております。本当にありがとうございます。表彰制度につきましては、本日の議題の一つとしてお諮りをさせていただいておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

私のほうからのご挨拶は以上となります。よろしくお願いいたします。

西山幹事 引き続きまして、本日、審議会委員のご紹介につきまして、資料1のほうをごらんください。

川野幹事 恐縮でございます。資料1の委員名簿をごらんください。きょうは欠席ということで、いらっしゃっておりませんが、委員名簿の関係団体構成委員で、大田区商店街連合会会長の平澤久男様に新たに委員としてお願いをさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

西山幹事 ありがとうございます。続きまして、本日の議事につきまして、お手元に配付させていただきました次第に従って進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会の内容についてでございますが、議事録を作成いたしまして、ホームページ等で公開し、できるだけ多くの方に大田区の景観まちづくりの取り組みをお知らせするとともに、区民の皆さんの景観行政への関心を高めてまいりたいと考えているところでございますので、委員の皆様方のご理解のほど、よろしくお願いいたします。

ここで、事務局より本日の審議会の成立につきましてご報告申し上げます。審議会の成立要件につきましては、大田区景観条例施行規則第30条第6項におきまして、「審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と規定されているところでございます。本日、委員の皆様方の出席状況でございますが、委員総数14名でございます。本日は出席11名、欠席3名という状況で、本日は定足数を満たしております。

なお、本日傍聴の申し込みということで、2名の方がいらっしゃいます。

なお、本日出席の区職員についてでございますが、皆様方が今ごらんいただいております資料1の裏面の座席表のほうにご案内させていただいているところでございます。私からの説明は以上となります。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、中井会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

中 井 会 長 それでは、改めまして本年もどうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局よりご報告がありましたように、定足数に達しておりますので、本審議会は成立しております。

まずは傍聴者の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

中 井 会 長 それでは、議事に早速入りたいと思います。

先ほど、部長のほうからもご説明ありましたように、本日は議題が2件、報告が3件、細かいものを含めるともう少しありますけれども用意をされております。

議題の一つは、「(仮称)大田区景観賞(案)の創設について」ということございまして、これが本日の中心的な議論していただく内容となりますので、まずそれについて事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

西 山 幹 事 それでは、座ったまま説明させていただきます。お手元の資料2をごらんください。

「(仮称)大田区景観賞(案)の創設について」ということで、景観に関する表彰制度の創設についての考え方を整理したものでございます。

1番、背景のところをごらんください。「大田区景観計画」につきましては、おかげさまで平成25年10月から景観計画を施行いたしまして、1年以上経過しているところでございます。

大田区の景観計画におきましては、良好な景観形成の実現に向けて、一定規模以上の建築物を建築する際に、事業者に事前の協議を義務づけているところでございます。その協議の中で、それぞれ地域ごとの景観の特性を踏まえた景観形成基準というものがございします。その基準に則した建築物を建てる際に誘導を行っているところ

でございます。現在このような取り組みを進めている一方で、今後は、さらに良好な景観形成を図っていくためには、さまざまなまちづくりの機会がございますので、区民の皆様方の景観まちづくりに関する関心を高めていく必要があると考えているところでございます。

このような1番の背景から2番の目的、区民の景観のまちづくりの関心を高め、大田区らしい魅力あふれる景観形成をさらに推進していこうということで、表彰制度、（仮称）大田区景観賞を創設していきたいという考えでございます。

この制度によりまして、期待できる効果を3番に整理させていただいたところでございます。

効果といたしまして大きく三つということで挙げさせていただいております。まず、区民の方が主体的になって、身近なまちの景観に目を向けていただき、身近な景観に関する資源の発掘といったものが一つあります。

それから、景観賞を創設することによりまして、景観まちづくりの普及啓発。ひいてはその景観の関心を持っていただいた方々の担い手意識を育ててまいりたいという効果が挙げられています。

さらには具体的な区民の皆様方で進めていく景観まちづくり。こういったものがイメージとしてございまして、さらに、このイメージの具体化として、点線で囲んだ景観法ですとか、大田区の景観計画の中で位置づけている仕組み、政策がございまして。

左側のほうには景観上重要な建造物ですとか、また、緑の基本計画では緑施策を行っています。そういったものと連動しながらの取り組み。さらに、先ほど地域としての、景観としての資源の発掘。それから、街歩きなどへの展開が挙げられます。

また、右のほうに行きますと、地域における景観のルールづくりといたしまして、何点か挙げてございます。例えば、大田区、現在四つの景観形成重点地区がございまして。さらに、重点地区をふやしていこうという取り組み。また、地域の皆様方の景観の協定ですとか建築協定、こういったものがルールづくりとして挙げられてくるところでございます。こういったイメージのもとに効果として期待

できるかなということ考えております。

裏面、4番をごらんください。具体的に景観賞の概要ということで、表彰の対象、応募方法、審査方法について、基本的な考え方を整理しております。

4の1)といたしまして、応募対象及び表彰の対象、こちらにございます景観づくり活動部門、それから建築物等景観部門と二つの部門を創設して募集してはどうかということで考え方を整理したものでございます。

景観づくり活動部門につきましては、地域でさまざまなまちづくりの取り組みが行われているところでございます。その中には景観に配慮したまちづくりの取り組みもございます。これまで継続的に取り組まれてきている活動を対象として表彰してはどうかという、活動に対する表彰制度と言えるかと思えます。

右側のほうには建築物等景観部門として、大田区にも歴史的建造物を初め、特徴的な建造物が多数ございます。こういった地域で親しまれている建造物を対象といたしまして、建築物等を一つの部門として応募区分を設けたらどうかということでございます。

それぞれにつきましては、表彰の対象ということで、景観づくり活動につきましては、活動を行う団体等を中心に表彰する。建築物等につきましては、その建築に携わった方々を中心に表彰の対象を考えているところでございます。

2点目。応募の方法でございますが、区内外を問わず、また自薦他薦を含め応募できるような形で考えているところでございます。

この応募に対する審査方法につきましては、本審議会のもとに部会を設置いたしまして、その中で審査を行ってはどうかということで、3番のほうに景観賞専門部会設置の考え方を示しております。選任区分は学識経験の方、あわせて公募の区民の方々を中心に審査員として携わっていただきたく、考え方を整理させていただいたところでございます。

この景観表彰制度のスケジュールでございますが、本日ご議論いただきました中で、ご了承いただいた上で、次年度予算との関係がございまして、これは議決をいただければ、こちらのスケジュー

ルに沿って次年度以降、5月から応募を開始するとともに、あわせて応募する際にPR効果を狙いまして、キックオフシンポジウムを6月に開催してまいりたいと思っております。

こういったシンポジウムを通じまして、募集期間を一定期間経まして、その上で秋口に審査を行い、その翌年に結果発表、さらに発表に際しまして、6月となっておりますが、表彰式及びシンポジウムを開催し、景観賞についての取り組みを広めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

簡単ではございますが、資料2の説明につきましては以上となりますので、よろしく願いいたします。

中 井 会 長 ご説明ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明に対して、ご意見やご質問等ございましたら、ぜひお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

加 藤 委 員 こういう制度をつくることは大変いいことだと思うんですけども、ちょっと二つの視点で確認したいんですけども、一つは、対象となる景観というのが、どちらかといえば建造物とか、ちょっと気になるのは、自然空間とか水辺空間というところが、ここの中には明記されていないので、そういうような人工物だけではなくて、やはり緑の自然部分とか、あとは水辺部分とかというのも緑とあわせて一緒に明記していただいたらどうかなと思いました。

それから、もう一点は、その構造物の中で、土木遺産というか、橋とか、トンネルとか、あと何があるんですかね、まあ六郷用水もそうなのかもわからないですけども、そういうような土木遺産的なものもやはり景観の対象として明記したらどうかなというふうに思いました。

それから、次は進め方なんですけれども、1年間のスケジュールでこういうことをやっていこうということで書かれているんですけども、やはり区民の方に幅広く周知させるためには、今回対象になった発表、シンポジウムだけでなく、選ばれたものをパンフレット化して皆さんに配布できるような形にすると同時に、観光協会とか、ここで街歩きとかが書かれているので、そこもある程度

意識されているとは思いますが、観光の街歩きとか、観光協会と一緒にそういう大田区の景観のいいところはこういうところだよということを幅広くいろんなチャンネルを使ってやらどうかというふうに思いました。2点です。

中 井 会 長 事務局のほうはいかがですか。

西 山 幹 事 はい、ご意見ありがとうございます。

応募対象は、例示的に説明しております。委員のご指摘いただきました自然空間、緑、水辺についても加えてはどうかというご意見がございました。このような形でまとめるに当たりまして、これまで専門部会において議論してきた中で、既にもうそこに存在している、手も加えずでき上がっているものに対して表彰するのはどうかという意見も出ているところでございます。

そうした中で、やはり人が手を加えたり、守ってきた中で、景観上、際立っているものも実は表彰していったらどうかということがございます。例えば富士山さんとかは遠くから見てきれいだなというのがあるような、既にでき上がったものもありますけれども、そういったものはどうかというところで議論してきた中で、このような形で整理させていただいたところでございます。また参考としてその意見、取り扱いについては整理させていただきたいと思っております。

それから、進め方につきまして、幅広い周知については、ご指摘のとおりかと思っておりますので、パンフレット等活用、様々な場面も想定しながら、広く関心を持っていただけるよう、また観光資源としての位置づけも出てくるかと思っておりますので、今後も考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

中 井 会 長 ちょっと補足いたしますと、自然景観はもちろんでしょうかと議論になったんですね。そのときに、例えば坂道みたいなのは、これはどうするのかなど。でも、坂だけが、地形としての坂道だけじゃなくて、やっぱり両側の家並みとか、それから道路そのものの、坂道そのものの作り方だとか、そういうのもあわせてというのはそれはあるけれども、地形そのものを表彰するというのは何かおかしいんじゃないかというようなちょっと意見がありまして、やはり

自然景観でも、大抵は人為的な手は少しは、例えば河川でもきっちりされているとかそういうがあるので、まあ少しそういう本当の自然物そのものというのは、ちょっとどうかなということはございましたけれども、それ以外のものは広く対象としていこうというように議論をしたところでございます。

もちろん土木遺産だけではなくて、現役の土木ものも、もちろんこの中に含めようということで、ここでは公共施設ということになっているんですが、もうちょっと括弧でわかるようなところに、この例をできるだけたくさん充実したほうが、やっぱりこういうのもありなんだなというのがわかっていいでしょうねというような方向には進んできているところでございます。

それから、周知の方法も全く委員おっしゃるとおりですので、これは少し事務局のほうで受賞した後のやり方も含めて考えていただければと思います。

舟久保委員、どうぞ。

舟久保委員 二つばかり、例の文化遺産というのは、一度表彰されると、今度手を加えるとか、民間の場合いろいろ規制があって大変だという話が出るんですけど、そこら辺のところとの関係はあるかないかということと、それから、例えば1等賞、2等賞とか、そういうのを付けるのか、つけないのか。それから、毎年こういうことをやっていくのかという、そこら辺のところを教えてください。

中井会長 はい、事務局のお考えをどうぞ。

西山幹事 三つほどご質問いただきまして、この表彰を受けた後に、その建造物とか、そういったものに手を加えた場合その辺どうなるのかというご質問かと思えます。この表彰制度についてでございますが、基本的にはこちらの表彰部門でございます建造物のほうがそういった可能性が出てくるかと思うんですけども、基本的には景観形成として守られているということでございますので、外見上余り大きな相違とか出てまいりますと、それはどうかなというところがあるかと思えます。逆にこの制度は表彰制度とは別に景観上の重要建造物ですとか、そういったものに仮に位置づけられてまいりますと、それはおいそれと手を加えるわけにもいきません。単に表彰された

ことをもって、その後、手を加えることについて、所有者の方に厳しい制約がかかるとか、そういうことは想定していないという考えです。大きく変わってしまうとか、なくなってしまうとかすれば、別かと思いますが、表彰制度の際にはそこまでは厳しくは考え方としては持っていないところでございます。

それから、もう一つ、表彰についてということでございますが、スケジュールとしましては、おおむね2年に1回程度としているところでございます。

その間にはシンポジウム等を考えております。また、応募の状況を見ながら、今後のことについては考えていきたいと思っております。現時点におきましては、このような形で進めてまいりたいという思いでございます。

あと、1等、2等をつけるのかということですが、賞ということで、議論している中では特に1等、2等ということでの話は出ませんでした。その辺のところは意見としてあるかと思っております。

中 井 会 長 まず、表彰されたから特に何か直ちに義務が生ずるということはないという整理でいいとは思うんですね。しかしながら、次の年にやめちゃったとか、次の年になくなっちゃったというの、どうかなという気もするので、やっぱり活動のほうであれば、それは続けていただくということがやっぱり前提になって受賞されているんでしょうし、建築物のほうはそれを大事に守っていただけるという期待も込めて、多分、賞を差上げるんだらうと思うので、特に何か義務づけるということはないとは思うんですけど、何かそういう意味合いのことはよく伝えられるようにはしたほうがいいんじゃないかなという気はするんですね。それが一つ目ですね。

それから、1等、2等とか、よくあるのは最優秀賞と優秀賞みたいなやつですけど、これはちょっと専門部会のほうで議論していただきたいと思っております。

それから、もう一つ何でしたっけ。

西 山 幹 事 毎年やるかという。

中 井 会 長 それはもう事務局のほうでお答えいただいたとおりにかなというように思います。

ほかは。山中委員、どうぞ。

山中委員 1点だけ。景観づくり、それから建築部門、それぞれ賞を設けるって大変すばらしいことだと思います。ただ、一般の区民の応募を促すために、例えば、イベント的で構わないんですが、区民から写真を公募するなり、あるいは文京区なんかでは絵はがきというか、絵手紙という手を使ってやっていますが、自分の住んでいる町で美しいと思うところ、そういうものを写真なり、絵なりで景観に対しての評価としていただいて、それに別に賞を出すのではなくて、イベント的な展覧会を催すというのも、区民の関心を得るためにもいいのではないかなという気はします。

というのは、景観づくりに関しては、どちらかというと、団体を対象にしているから、例えば町並みを整備するために、並木道をきれいに維持管理する。そうすると、町会なり、商店街なり、あるいは河川というか、呑川沿いを整備するのに掃除をする。そういった団体活動に対して評価をするというのは、何かイメージされるんですよね。建物はどちらかというと、建築主と設計者が環境に優しいそれぞれ建物を建てていく。この評価も大事だと思うんだけど、もう一つ、区民全体を巻き込むような形で、そういう企画はなかなかというふうに今、思った次第です。

中井会長 はい、これぜひ事務局のほうで考えていただけますか。シンポジウムとあわせて結構よく写真コンクールみたいなのはやっているのは、私の知っているところでも幾つかありますし、予算と資源の範囲の中でということなんでしょうけど、少し貴重なサゼッションということで考えていただければと思います。

西山幹事 ありがとうございます。今、会長からお話ございましたとおり、シンポジウムの開催にあわせて、例えば区役所ですと本庁の1階のコーナーがありますので、あそこにパネル展示をしたりですとか、写真というお話が出ましたけれども、やはり景観賞の審査に当たって、写真等も出てまいりますから、そういったものも含めて展示できないかとか、これから詳細についてはさらにいただいたご意見等踏まえて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

中 井 会 長 では、川尻委員、どうぞ。

川 尻 委 員 基本的にこれは非常にいいことだというふうな認識の中で、やっぱり景観計画を大田区せっかくつくって、それを実現に向けた一つの推進力というか、場合によってはモデル的なものとして位置づけられるものを評価するというような格好になると思うんですが、いわゆる審査基準というか、評価基準というか、その辺を少し出してあげたほうが、単に美しいからいいということじゃなくて、やっぱり景観計画の地域的な方針ですとか、施設方針とか、そういうものと合致して、当然アシスタント的にはそういうことをやられると思うんですが、そういうこともちょっと応募するときに示しておいたほうが、より景観計画の実現に向けて意義が出てくるかなというふうにちょっと思いました。

中 井 会 長 はい、ありがとうございます。事務局どうですか。

西 山 幹 事 ありがとうございます。評価の基準を明確にしておくというのは大切なことですので、きょうの段階で細かい資料はおつけしておりませんが、応募する際の基準、募集要項みたいなものを検討していきまして、川尻委員のほうからご指摘ありました評価基準は明確にして、募集等を図って募ってまいりたいと考えているところでございます。

中 井 会 長 はい、どうぞ。

庄 委 員 応募対象を景観づくりの活動と、それから建築物等の景観部門の2本立てにするということで、活動のほうというのは、取り組みであるとか、整備とか、施設運営、イベントというふうになりますけども、いわばアクティビティ的な今のソフトの部分で、右側の建築物と景観のほうは、いわばハード、そういったような見方なのかなというふうにも受けとめたんですが、景観というものの成り立ち、2面性とかを考えると、こういったソフトとハード両面から見ていくというのは、非常にいいことだというふうには思いました。

ただ、その中で1点なんですけども、右側の建築物等景観部門のほうなんですけども、これの対象というのが建築物等を対象としますということで、冒頭に議論がありましたように、もちろん工作物であるとか、それから自然空間であるとか、そういったものを幅広くも

ちろん対象にしますよということではあるんですけども、だとしても、空間なり、建築物そのものが対象でいいのかなというふうにはちょっと感じておりまして、やはり周囲の例えば景観と建築物なり、自然空間なり、工作物がどう関係性を高めているかとか、周囲との調和性がどうそれによって高められているのかといった景観形成への建築物と例に挙げられているようなものそのもの、ハードそのものだけではなく、それが周囲の景観と相まって、どう全体の景観を底上げしているかという、景観形成の寄与性といいますか、寄与度というか、そこがやっぱり大事なのではないかなというふうに思いますので、よくあちこちの自治体でも、こういった景観賞みたいなものは行われていると思うんですが、やはり建築物の表彰とか、建築コンペ的なものになっちゃっているんじゃないかなというふうに感じる場合がございますので、そこはやっぱりハードからのアプローチではあるんですけども、あくまでも景観というところで、調和性であるとか、関係性であるとか、そういったところをぜひはっきりとやっぱり入れ込んでいただくほうがいいのではないかなというふうに思いました。

中 井 会 長 事務局、どうですか。

西 山 幹 事 ありがとうございます。先ほど冒頭お話しさせていただいた景観計画の中で、一定規模以上の建物の届け出の際に事前協議を行っていきまして、そのときまさに荘委員のご指摘いただいたとおり、建物だけではなくて、敷地内、周辺も含めた周囲との調和、そういったものから景観形成、景観の考え方、基準を設けておりますので、今いただいた意見については受けとめまして、その辺のところを含めて対応してまいりたいと考えております。

中 井 会 長 恐らく先ほどの川尻委員の発言にもありましたけれども、応募の際にそういうところを審査の基準といたしますというようなことをやっぱり明示してやるんでしょうね。よろしくお願ひします。

樋口委員、どうぞ。

樋 口 委 員 立場が町会の代表で出ているんですけども、きょう、平澤さんが商店街の代表で出ているんですけど、きょう欠席なんですけど、まずこの賞というのは、すごく地域の発展に意欲がわくと思うんで

すよ。初めてのことでありますから。先を言えばお土産つきが、ご褒美がもらえるような感じを、魅力ある賞にしてみたいと思うんです。そういう意味で、一生懸命頑張っている団体があるわけ。例えば、まちづくり協議会とか、それから商店街とか、それから町会でもいろいろやっています。そういう団体は特に事務局で把握していると思いますので、そういう方たちにはまず優先的に魅力ある応募用紙をつくっていただいて、早目に手を回していただけるように、よろしくをお願いします。

以上です。

中 井 会 長 ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

(なし)

中 井 会 長 それでは、委員の皆様から意見はいただきましたけど、おおむね、ちょっと確認を私のほうから一つだけしておきたいんですけども、専門部会はこういうことでよろしいですね、皆さん。もしご異議ないということであれば、基本この方向で3月に向けて募集の細部を詰めていただき、5月ごろから応募開始ということですので、周知の方法とか、景観賞の実務的な話の細部を詰めていただくということで、まずは平成27年度、来年度ですね、第1回の大田区景観賞ということで実施をするということで、ご異議ございませんね。ご了承いただけますね。

(異議なし)

中 井 会 長 お認めいただいたものとさせていただきます。

それでは、後ほどのほうの細部の詰めは、事務局とあとは専門部会、とりわけもう基本的には専門部会の準備会というのかな、部会は本日の審議会で部会を設立するということにさせていただければと思いますので、部会はこの後誕生いたしますので、部会のほうで審査基準等々細かいことも考えていっていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、議題の2番目、「景観資源【文化財等】の取扱い方針(案)について」をお願いいたします。

西 山 幹 事 それでは、続きまして資料3になります。「景観資源【文化財

等】の取扱い方針（案）について」ということで整理させていただきました。

一言で申し上げますと、景観計画の中に文化財を大田区の景観資源として位置づけております。文化財につきましては、登録される場合、抹消される場合がございます、現に大田区の景観計画で位置づけられているものの中で、登録の抹消の動きがあるもの、また一方で登録もあると。そういった中で、その取扱い方針につきまして、案として事務局で整理させていただいたところでございます。

上段のほうに登録の場合、下段には登録抹消する場合ということで、それぞれ区分を設けてございます。

まず、上段の登録の場合についてでございますが、取扱い方針に基づいて決めてまいりたいということでございます。根拠となります文化財保護法の登録の告示、それ以降において、景観審議会の場におきまして意見を聴取いただいた上で、区長が選定しまして、新たな景観資源に加えていきたいというのが登録の場合でございます。

一方で、その文化財が例えばなくなってしまうのですとか、抹消の場合についてでございますが、それが下段でございます。登録抹消の場合につきましても、文化財保護法の告示というのがございます。または現に建物が建てかえ、取り壊し等でなくなった段階、こういった段階におきまして、既にもう存在しておりませんので、景観資源、文化財からは指定を解除するというところで考えているところでございます。

なお、登録抹消の場合につきましては、備考欄にございます大田区景観計画の「軽微な変更」として取り扱うものとし、審議会に報告させていただくということで考えております。

その下には参考といたしまして、景観資源として位置づけております有形登録文化財の概要ということで、現在の仕組み、こういった形で登録をされて、また抹消されているかということで考えを整理しております。

登録の場合につきましては、所有者の希望を得て、教育委員会を経て国で登録しているところでございます。抹消の場合につきまし

ては、所有者からの抹消の届出に基づいてという形になります。

その他、具体的にどういったものが登録されるかということにつきましては、こちら備考欄のところに整理させていただいております。建築物、土木構造物及びその他の工作物として、原則として建設後50年を経過したもの、なおかつ、次のいずれかに該当するものということで、国土の歴史的景観に寄与しているもの、または、造形の模範となっているもの、再現することが容易でないもの、こういったものが登録に当たっては基準となっているところでございます。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

中 井 会 長 ちょっとこれも私から補足いたしますと、国の文化財には大きく3段階くらいありまして、一つは国宝があって、その下に重要文化財というのがあります、ここまでは基本的にはもうなくならないということでもいいんですけれども、さらにその下に有形登録文化財というカテゴリーがございます、こちらのほうは、登録も割合とハードルが低いかわりに、なくなるのも基本的には所有者の側から取り壊したいということがあると、基本的にはとめられない仕組みになっております。

こういうもので、大田区の景観計画は有形登録文化財も景観資源としているわけですが、所有者の方のご都合でやむを得ず取り壊すということが発生したときに、どういう取り扱いにいたしましょうかということが本日の議題なんです、基本的な考えは、物がなくなったら景観資源としても多分成立し得ないので、その段階で外せばいいのではないかとというのが事務局の案ということになっております。ということでご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

ちょっと余計なことを僕から言うようで申しわけないんですけど、東京都の文化財とかはどうなるんですか。あるいは、大田区の文化財。今のは国の文化財の話しかしていないけど。東京都の文化財もなくなる可能性はたしかあったと思うんです。

西 山 幹 事 ありますね。

中 井 会 長 そういうのもこれに準ずる扱いというような位置づけでいいで

すか。

西山幹事 ええ、そういった可能性がある中で、同じように位置づけ、方針ということで取り扱っていくことになるのかなというふうに思っています。

中井会長 いかがでしょうか。加藤委員、どうぞ。

加藤委員 質問なんですけど、ここは景観資源と言われているものに対して、全て登録抹消という仕組みを使いますよということをおっしゃっていて、括弧として書かれている【文化財等】というのは、これは余り関係のないということでもいいんですか。前回の計画書の中には、景観資源ということで、いっぱいカテゴリーに分かれていて、その中の一部に文化財というのがあったと思うんですけど。

中井会長 これはそのうちの文化財の話だけです。

加藤委員 文化財だけの話ですか。それ以外のところは特に登録とか、抹消とかというのはしないという。

中井会長 今のところは。物がなくなったらどうしようかという話は、多分何にでもついて回る話なんですけど、とりあえずきょう出てきているのは文化財のカテゴリーのやつだけです。

加藤委員 わかりました。

中井会長 どうでしょうか。山中委員。

山中委員 今、中井会長がおっしゃったとおり、物が存在しなくなったところで資源としての意味というものがなくなるわけだから、これはこの見解のとおり、ないものを幾ら指定してもしようがないということで、一般的な判断としては、この方向で全く問題がないのではないかというふうに思います。

中井会長 それでは、やっぱり物がなくなったら、現実的には登録文化財は外れたけれども、物はあるという場合もないわけではないので、その場合は景観資源ということにいたしましょうということにはしていて、物理的に存在がなくなったときに、景観資源の取り消しを行いたいという、そういう整理をしておりますので、物理的になくなったものについては、そういうような取り扱いに景観計画の中では、きょうは特に文化財のところだけですけれども、させていただければと思います。

その他のカテゴリーについても、ちょっとあり得る話なので、いずれは考えないといけないということと、それから逆に景観計画の景観資源に登録するときは、一応ここの審議会で議論をしていただいて、区長に指定をしていただくという形にさせていただければと思います。ありがとうございました。

杉田委員、どうぞ。

杉 田 委 員 このお話と少しずれてしまうかもしれないんですけども、景観資源がなくなってしまうと解除するというのはいいと思うんですけども、景観資源があることで、周囲の建物はやはり配慮してくださいというふうにこの計画の中で言っているわけですね。なくなったからどうしてもいいのかという、今まで配慮してきたその努力に対してどうなんだということはあるような気がするんですね。

もちろん所有者側からの希望で抹消されてしまうのをとめることはほぼ難しいとは思うんですけども、やはり何らかの事前のアクションなりをこちらでも考えていく必要が少しあるのかなというのは、少し思いました。

中 井 会 長 貴重なご指摘だと思いますので、ちょっと難しい問題でもあるので、事務局のほうで考えていただけますかね。本当はなるべくなくなるようにしていただけるのが一番いいんですけどね。

では、そのような形で、本日は一応この取り扱い方針のような方向でいきましょうということに決めさせていただいたということにさせていただければと思います。

それでは、報告事項はたくさんございますけれども、一括して全部説明していただいて、それで、その後、皆さんからご質問やご意見をいただければと思います。どうぞお願いします。

西 山 幹 事 それでは、報告ということで大きく3点ございます。こちらにつきましてご説明させていただきます。

資料4のほうをごらんください。前回、第2回景観審議会を開催いたしましたして、その際にご意見を頂戴しております。その後の意見に対する取り組みということで、主なものをまとめております。大きく4点ほどございまして、整理させていただいたところでございます。

前回のときに景観資源の選定ということで、区民提案で追加していけるような検討をしていただきたいというご意見を頂戴しています。景観資源ということで、そういった資源を発掘していく観点から、それに先立ちまして、ここにございますこのたび議題の一つといたしました景観賞を創設しまして、資源の発掘等を含めて、それを今後は資源としての追加等、そういったものに加えていければというふうに考えているところでございます。

続きまして、2点目です。景観に関する啓発、情報の周知ということでございます。こちらにつきましては、若干PR不足もございますが、景観につきましても、基礎調査を行いまして、一定程度そういった景観の資源というものを18地区ごとの特別出張所単位にマップに掲示して、これホームページには公表しているところでございます。さらにこの辺のことについても、区民の皆さんに知っていただけるよう、工夫を加えてまいりたいと思っているところでございます。

それから3点目は、景観教育ということで、次世代を担うお子さんたちに対する喚起はどうかということでございまして、こちらにつきましては、経過等に記載させていただきました。教育委員会の取り組みもあわせまして記載させていただいています。そのほか大森第六中学校のほうから景観まちづくりという中で話が出てきておりまして、そういった中で対応してきたことがございます。

それから、4点目といたしまして、こちらは後ほどご説明させていただきますが、建築物の高さ制限のところ、建築物の高さのルールにつきまして、大田区で検討を進めているところでございます。その内容についてのご説明をということで、本日、資料に基づいてこちらは説明させていただければと思います。

以上、資料4でございます。

続きまして、資料5でございます。昨年4月から今年の1月8日までのおおむね9カ月間の景観計画の届け出等の状況について整理したものでございます。表の左側の列のところに景観形成重点地区、市街地類型ということで分けてございます。それぞれ該当する区域ごとにどれだけ一定規模の建築物の届け出があったかということ

まとめております。

1行目のところに事前協議というところで、こちらは大田区の景観条例で景観法による届け出に先駆けて条例で事前に協議を義務づけております。その内容をこちらに記載しております。

合計といたしまして、おおむね9カ月で109件、対象物件の提出を受けておりました、現在、協議中のもの、終了のものの内訳がこのような形になっております。

それから、その横の列には、特に大規模な建築物等、また公共施設につきましては、景観アドバイザーとして都市計画、緑化ですとか、色彩の専門の先生方をアドバイザーとしてお願いしており、アドバイザー会議に付議した件数は、現段階で14件となっております。

さらに右側のほうには、景観法の届け出について、件数等を記載しています。基本的に事前協議が終わって届け出となりますので、件数的には同様の数字になってまいります。その他、変更届出、完了ということで、現在このような形で届出が済んでいるという状況でございます。

以上、資料5でございます。

資料6につきましては、昨年4月から12月10日まで、大田区景観アドバイザーの会議を開催いたしまして、そこに諮った概要を整理させていただいております。景観アドバイザー会議につきましては、月2回開催いたしまして、その中で各物件についてアドバイザーの意見を聴取して、その意見を事業者に戻しまして、事業者はその意見を踏まえて計画のさらに検討を行うという仕組みでアドバイザー会議というものを運営しております。

現在26年度は、これまで17回開催してきております。下のところに凡例がございまして、四角ですとか、丸い記号がついていますが、公共系の建物、民間の建物、その内訳が、それぞれ公共系が13件、民間系が11件、延べこれだけの数のアドバイザー会議をこなしている状況でございます。

続きまして、資料7でございます。こちらにつきましては、次年度における取り組みの一つとしまして、洗足池周辺における景観形成の推進についての考え方を整理したところでございます。

1 番に背景と目的をまとめさせていただいております。洗足池周辺における良好な景観形成を目的としまして、今後は現況の調査等を行うとともに、地域とまちづくり、地元のまちづくりと連携しながら、景観形成のあり方をさらに進めていこうということでございます。

その背景といたしまして①でございます。現在、洗足池の駅と洗足池公園の間に歩道橋がありまして、こちらの撤去という動きが出ております。そういたしますと、駅をおりたところから洗足池が一望でき、景観的にも良好なスポットとなってまいります。そういった観点からの地元の景観まちづくりの活性化。さらには、現在の景観計画における洗足池公園周辺には、洗足池を初め公園ですとか、さらに桜のプロムナードが貫いていたり、坂道ですとか、有形登録文化財鳳凰閣ですとかの資源がございます。地域の景観資源との調和を図りながら、まちづくりにおいても機運が高まっておりますので、さらに景観のまちづくりを進めていこうということで考えています。

進めていくに当たりましては、3 ページ目の2 番にございます調査・検討項目ということで、一つは眺望についての景観の保全。

もう一つは、さらにこの地域につきまして、景観計画の中における重点地区に位置づけてはどうかという視点を今後の検討として挙げているところでございます。

以上が資料7でございます。

続きまして、資料8でございます。資料8につきましては、区内の建築物の調査を行った経過について説明したものでございます。

景観法の中に景観重要建造物の指定制度というのがございます。現在、大田区の中では、景観重要建造物の指定もございませんので、こういったものへの位置づけですとか、これまで歴史的建造物等の調査は郷土博物館で行っておりますが、その他のものを含む建造物を対象とした調査を行ったことがないということで、この景観の調査とあわせまして、考え方を整理しているところでございます。

また、景観の一つの要素になります緑について、グリーンプランおおたでは、景観上、重要な樹木を今後景観重要樹木の指定していこうと、調査等も行っているところでございます。

こういった背景から、建造物についても調査を広く行うということで進めてきているところでございます。

3ページのほうには、これまでの調査の流れ、調査候補の選定ということで、3ページの上段のほうに、①から⑳のもを対象といたしまして、現地調査等を行った上で資料としてまとめているところでございます。

続いて4ページのほうになります。各出張所別にそれぞれ類型ごとの建物の件数を出しているところでございます。合計すると約700件程度でございます。これらにつきまして、個票として、まとめたイメージを5ページのほうに載せてございます。これは、南馬込にあります個人のお宅なんですが、特徴的な景観を有しております。このように大田区内広く実施して今まとめている状況でございます。

こういったものが基礎資料となりまして、今後さらに景観重要建造物ですとか、先ほどの景観賞にもかかわってくるかと思いますが、そういったものへの活用等へつなげていければと思っております。

それから、6ページのほうには現在、景観計画策定の際に区で調査いたしました地域ごとの景観の特徴的なところについてマップに落とし込んだものでございます。これは馬込地区となります。

それから、参考といたしまして、グリーンプランおおたのほうで「まちの緑の図」を作成しています。こういったものも景観上重要な資源でございますので、「まちの緑の図」との連携を図りながら、地図を整理していきたい、そんなふうにも考えているところでございます。以上が資料8の区内建築物調査でございます。

それから、最後となりますが、おおた区報をご用意させていただいております。現在、区のほうで進めております建築物の高さのルールに関する考え方ということで、これまで検討してきた内容を第一次素案ということでまとめたものをお手元に配付させて

いただいております。昨年の10月に新聞折り込みで配布させていただいたものでございまして、背景といたしましては、近年における土地利用の多様化。また、基準法等も改正されてございまして、区内の建築物の高層化が進展してきております。これによりまして、町並み等も変わってきているところでございます。

このような背景から建築物の高さの新たなルールづくりにつきまして検討を進めてきているところでございまして、こちらに第一次素案ということでまとめた次第でございます。

具体的にどういう内容かということにつきましては、1ページの右側のほうに都市計画に高度地区という制度がございまして、この制度導入を変更することによりまして、高さのルールをさらに規制していく、誘導していくというものでございます。

これまでも建物に対して斜線制限というものがございました。これに加えて絶対高さ制限ということで、導入後のイメージにございます。頭打ちとなる高さの制限を各地域ごとに決めていこうというルールづくりでございます。

ただ、この高さ制限につきましての考え方については、4ページのところに基本的な考え方を整理しているところでございます。

まず、導入区域といたしまして、区内の広域のエリアを対象として定めてまいりたいと考えているところでございます。一方では、土地利用の高度利用が必要な地域や既に10メートルの規制がされている地域もございます。そういったものは除外していこうということで考えております。

具体的に、絶対高さ制限を導入するとどうなるのかということが、見開きの2ページ、3ページのところに第一次素案の案ということで、色分けして地域ごとの高さの制限の値を整理させていただいたところでございます。基本的には、都市計画の用途地域というのがございます。その中に容積率が定められておりますので、容積率も加味しながら、地域ごとの高さを定めていこうということでございます。

なお、こちらの地図の中の白抜きの部分は、既に10メートルの高さ制限があるところ、また、もしくは大森駅、蒲田駅周辺のと

ころも白くなっていますが、こちらは中心拠点として逆に高度利用が必要でございますので除外するエリアとして整理しているところでございます。

4ページのほうに戻っていただきまして、基本的な考えにございます建築物の絶対高さについて、中段に表がございます。用途地域、建ぺい率、容積率に応じて高さをそれぞれ定めております。容積率が上がりますと、建物のボリュームは容積率に左右されますので、それに配慮しながら高さについても指定値として定めているところがございます。

最後に特例措置、この制度を導入いたしますと、既にこの高さを超える建物というのが出てまいります。そういったものにつきましては、特例措置として、建てかえ等について一定の条件のもとに認めていこうということで、考え方を整理しています。

ただいま申し上げましたのが、既に建っている建物が規制の値を超える場合につきましては、今と同程度であれば基本的には1回に限り建てかえを認めていこうというのが①の既存不適格建築物の建てかえでございます。

その他といたしまして、地域ごとに建物の高さを都市計画のルール、地区計画というルールで定めている地域もございます。地区計画の場合は地域のルールを優先していこうというものでございます。

その他、一方で優良な建築計画ということで、敷地が一定規模になりますと、建物の配置ですとか、計画にも柔軟性が出てまいりますので、一定の緑地の整備、壁面の後退ですとか周辺環境に配慮している建築物については、指定値に定めた高さをそのまま適用するのではなくて、この③の表-2にあります高さについて一定の緩和をしていこうという考え方でございます。

その他、1から3以外、特例でやむを得ない場合については、区長の許可をもって対応してまいりたいということで、第一素案として区の考え方を整理しているところがございます。

1ページのところに今後のスケジュールといたしましては、現在、第一次素案の説明会、パブリックコメントが終わっております。

して、区としての考え方をさらに整理していく段階となっております。それを受けて今後、第二次素案としてまとめて都市計画審議会等、法定の手続を経て決定し、予定としましては、27年度導入に向けて現在進めているところでございます。

その他資料としておつけしました参考資料1から5番につきましては、議事録ということでおつけさせていただきましたので、説明のほうについては割愛とさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。

中井会長 それでは、報告事項ということで、一括でお願いをいたしましたけれども、資料の4から最後の大田区報資料の9までございますけれども、どれでも結構ですので、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

福井委員。

福井委員 資料8の区内建築物等調査なんですけど、大変なエネルギーを投入して整備されると思うんですけど、この活用方法というんでしょうか、公開ですとか、行政の中だけで使うんじゃなくて、外に公開したほうが良いと思うんですけど、その辺については何か計画はございますでしょうか。

中井会長 いかがですか。

西山幹事 ありがとうございます。こちらご指摘のとおり区内建築物多数ある中で、そういったものを結構時間をかけてやってきております。やはり地域の方々にも関心を持ってもらうという取り組みが大事でございますので、どういう形でよく見ていただけるのかという工夫をしながら、活用を考えていきたいと考えております。ありがとうございます。

中井会長 確認なんだけど、所有者の同意はもらっているんだっけ。

西山幹事 所有者の同意ということについては、調整が必要になります。

中井会長 だから、調査は外観目視だからもらっていないんだろうけど、載せるとなると、ちょっともらわないといけないかもしれないですね。

西山幹事 活用するとなると、ちょっとその辺もありますので、そこについては十分配慮した上でということ考えています。

中 井 会 長 公共施設はまあいいと思うんですけどね。

福 井 委 員 というのは、資料4のほうなんですけど、4の3で景観教育について前回の審議会のご意見があったんですが、これの経過は基本的にはまちづくり計としては受け身な感じがあるんですね。教育委員会でこうやりましたということなんですけど、やっぱりうまく回っているところに行くところ、教育の部門とまちづくりの部門が連携をして、子供たちに働きかけるとか、もっと言うと、小中学校の先生が総合学習のネタ探しをしているときに、こういう資料集があるだけでも随分参考になるんじゃないかと思うんです。そういう意味では、部署を越えて行政的な資源を共有していただくほうが、地域にとってはいい結果を生むんじゃないかということで、もしご検討いただければと思います。

中 井 会 長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。加藤委員、どうぞ。

加 藤 委 員 3点ありまして、1点目は、前回の会議の中で丸子橋の塗装の件がありまして、色は現在変わっているからわかるんですけども、あそこで話題になった隣接の川崎市との調整というか、それがどうなのかという、事前にもう少し川崎側とやったらどうかということがあったんですけども、そういう近隣の町村との連携自体、景観に関しての調整がどうなっているのかというのをひとつ聞きたいというのが一つ目と、二つ目は、今回、洗足池周辺というところを、ちょっとプライオリティを上げて景観形成を実施していこうということなんですけれども、これも前回だったか、ちょっと前に聞いたときは、国分寺崖線の延長線上の丸子川の周辺のところが世田谷と大田区と比べるとちょっと大田区側のところは景観的に余りよくないんで、ここをやるというような話も上がったと思うんですけども、そっち側の旧六郷用水の丸子川の周辺のところの景観整備というのは、どういうふうになっているのかなというのが2点目です。

それから、あと3点目は、アドバイザー会議でされている内容の中にあるのかどうかちょっとわからないんですけども、私、今、景観で重要だと思っているところは2カ所ありまして、一つは、水神公園の整備計画なんですけれども、湧水を活用して、ちょうどが

けのところなんで、国分寺崖線の延長だと思うんですけども、あそこら辺の景観は、こういう会議の中で話題になるのか、ならないのかということと、あと、これはどこになるんですかね。これも六郷用水の川沿い、旧の川沿いのところにあった大きな生産緑地でもないような樹木があった3,000坪か、5,000坪かというようなところがマンションの計画があるということで聞いているんですけど、あれは久が原になるんですか、嶺町になるんですか、ちょっとわかりませんが、かなり大きなところが東急がかかわって、かなり大きなマンションをつくろうとされているんですけども、ここも景観計画が絡んでくるところだと思うんですけども、かなり行政がしっかりしないとだめな部分だと思うんですけども、その二つの水神公園の件と今言ったマンションの件の景観計画との絡みはどうなっているのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

中 井 会 長 では、事務局から順にお答えをお願いします。

西 山 幹 事 1点目の近隣等の調整ということで、昨年、景観審議会を開いた際に、丸子橋の塗りかえということで進めさせていただきまして、そのとき事前に塗りかえがあるということで、川崎市側がやるということで、それと同じ色彩を今年度大田区がやるということで、川崎がやるときに合わせて一体的な色彩でやりますので、そういった中でのやりとり、連携はしているところでございます。大田区のほうでも今年度そういった計画で塗りかえのほうは進んでいる状況でございます。

それから、洗足池の取り組みとの関連の中でということで、個別の丸子川のところです。丸子川のところについては、改めてご指摘いただいて、個別に今回洗足はいろいろ地域等の動きも、今日ご紹介していただいたんですが、加藤委員の期待に沿うような形で具体的に進んでいるということではございません。申しわけございません。

それから、アドバイザー会議の関係で言いますと、幾つか出た中で、東急のマンションということで、鶉の木のほうのマンションでございしますが、こちらについては、相当規模の敷地もございまして、アドバイザー会議にもかけているところでございます。

こちらについては、地域からも、もともと緑がすごくあってお屋

敷みたいなところでしたので、ご意見もいただいている中で、残念ながら計画として、マンションの計画ということで進んでおります。

区として景観の立場から、それから緑の立場からということで、景観についてはアドバイザー会議に諮りながら景観の誘導ということで、色彩ですとか、あと緑の配置ですとか、樹木についても残せるものは移植したりですとかの中で取り組みを進めているところでございます。

杉 村 幹 事 私の方から水神公園のお話をさせていただきたいと思います。水神公園の場所は東調布公園のすぐそばにあります。もと民有地でございまして、そこに大きな建物が建っていて、前所有者の方がいろいろ思いを込めて三角の屋根で、山小屋風の大きな建物がございました。そこを私どもに公園にという前所有者のご希望もありまして、公園用地として購入したところでございます。

今、半分くらいがもう公園ということで、供用開始をさせていただきました。今、残っている建物の部分も、あの辺の集会施設みたいなところで活用できないかというところで、説明会を2回ほどやっております。建物は違法建築になっているところもあり、耐震上も問題であり、床も中へ入っていただくと傾いて、基礎が弱いものですから、ちょっと活用できないということで、取り壊す前に内覧会をしてくださいということで、内覧会もやりました。

その中でどんなふうに活用したらいいかというアンケート調査もして、参加した方にいろいろご意見を聞いたところなんですけど、皆さん残してほしいということがあるんですけども、ちょっと建物としては検討したんですけどもだめで、部材を生かす形で再利用ということでやっております。

その加藤委員もお越しいただいたところのご質問かと思っておりますけれども、地域の方にとって、三角屋根、ロジック風のがすごく愛着があるということで、その景観を何とか集会施設の中に残してほしいという強いたくさんの方のご要望を受けましたので、今、説明会を2回やっておりますけども、集会施設みたいなものをどういう形でできるかというのを、もうちょっと私どもで検討して、再度もう一回ご説明の機会をつくろうかなと思っています。

- 加藤委員 アドバイザー会議の話題にはならないのでしょうか。
- 杉村幹事 私どもとしては、公園のセクションでとりあえずそういう……、今、経過をご説明させていただきました。アドバイザー会議のほうには特には。
- 加藤委員 言いたいのは、あそこせっかく崖地のところで緑もあって、それで湧水も出ていて、あと建物が特徴のある建物なんで、あそこら辺一帯の景観として残したらいいんじゃないかなと思うんで、ぜひ景観の中にも入れていただければなど。
- 杉村幹事 今、そういう状況の中で、私どもがどういうふうに建物を残す、建物のイメージを残すかというところも、皆さんの意見を承りながらやっているところなんで、もう少し固まりましたら当然その辺を上げていくようにはしたいと思います。
- 中井会長 公園ということのようなので、公園のほうから景観アドバイザーにぜひ1回見ていただけませんかということで済む話かなとも思いますので、そこは役所の中なのでうまくやってください。
- それでは、よろしいですか。
- (はい)
- 中井会長 それでは、ほかの皆さん、いかがでしょう。大体よろしゅうございますでしょうか。
- (はい)
- 中井会長 それでは、本日、用意をした議題は以上でございますので、私のほうからは以上ということで、事務局にお返しをしたいと思いません。
- 西山幹事 本日は、足元の悪い中ご参集いただきましてありがとうございます。議題の2件につきまして、ご了承いただきまして、これに従って私どもさらに次年度、景観賞の創設に向けてさらに取り組みを進めてまいりたいと思いますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
- 中井会長 一つだけ。次はいつごろ審議会を開催するのですか。
- 西山幹事 景観賞に向けた次年度キックオフシンポジウム等ございますので、その前に開催できればいいかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

中 井 会 長 景観賞がいよいよ始まるというところに、一度また審議会をという
ことですので、来年度早々くらいのイメージですかね。またどうぞ
そのときにはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、どうも本日はこれで終了いたします。

午後 3 時 24 分閉会